

大阪市告示第920号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年6月30日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 東成屋内プール 水泳場 トレーニング場	令和7年7月7日（月）	午前9時から
	令和7年7月28日（月）	午後9時30分まで
大阪市立 東成屋内プール 水泳場	令和7年7月22日（火）	午前7時30分から 午後9時30分まで
大阪市立 東成屋内プール トレーニング場		午前9時から 午後9時30分まで

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 東成屋内プール 水泳場 トレーニング場	令和7年7月1日（火）から 同月4日（金）まで	午前9時から 午後9時30分まで
	令和7年7月5日（土）	午前9時から 午後8時30分まで
	令和7年7月6日（日）	午前9時から 午後7時30分まで

	令和 7 年 7 月 8 日（火）から 同月 11 日（金）まで	午前 9 時から 午後 9 時 30 分まで
	令和 7 年 7 月 12 日（土）	午前 9 時から 午後 8 時 30 分まで
	令和 7 年 7 月 13 日（日）	午前 9 時から 午後 7 時 30 分まで
	令和 7 年 7 月 15 日（火）から 同月 18 日（金）まで	午前 9 時から 午後 9 時 30 分まで
	令和 7 年 7 月 19 日（土）	午前 9 時から 午後 8 時 30 分まで
	令和 7 年 7 月 20 日（日）	午前 9 時から 午後 7 時 30 分まで
	令和 7 年 7 月 21 日（月）	午前 9 時から 午後 9 時 30 分まで
	令和 7 年 7 月 26 日（土）	午前 9 時から 午後 8 時 30 分まで
	令和 7 年 7 月 27 日（日）	午前 9 時から 午後 7 時 30 分まで
大阪市立 東成屋内プール 水泳場	令和 7 年 7 月 23 日（水）から 同月 25 日（金）まで	午前 8 時 30 分から 午後 9 時 30 分まで
	令和 7 年 7 月 29 日（火）から 同月 31 日（木）まで	
大阪市立 東成屋内プール トレーニング場	令和 7 年 7 月 23 日（水）から 同月 25 日（金）まで	午前 9 時から 午後 9 時 30 分まで
	令和 7 年 7 月 29 日（火）から 同月 31 日（木）まで	

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)